

5 消安第 5491 号  
令和 5 年 12 月 22 日

食料・農業・農村政策審議会  
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

諮 問

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について

## 米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について

2023年12月22日  
消費・安全局動物衛生課

(1) 令和3年2月、米国当局から、同国内でのアフリカ豚熱（ASF）発生に備え、生体豚及び豚肉輸入に係るゾーニング※の仕組みを適用することについて要請があった。（令和5年12月現在、米国では、飼養豚及び野生イノシシ共にASFは未発生）。

※ ゾーニングとは、疾病発生国であっても疾病の発生のない地域を特定し、そこからの輸入を認める考え方（WOAHコード上でも認められている）。

(2) 今般、標準的手続きに則り、必要な科学的情報を収集し、米国でアフリカ豚熱が発生した際に発生地域外から生体豚及び豚肉を受け入れることについて、リスク評価結果案を取りまとめたので、諮問の内容についてご審議いただきたい。

## 米国におけるアフリカ豚熱発生時の ゾーニング適用に係るリスク評価報告書（案）概要

2023年12月22日  
消費・安全局 動物衛生課

### I. 背景

1. 我が国は米国から輸出される豚生体、豚肉及び豚肉加工品について家畜衛生条件を締結している。
2. 現在、米国ではアフリカ豚熱（以下、「ASF」：参考資料 1、2）の陽性事例は確認されていない。しかしながら世界的な ASF の流行を受け、2021 年 2 月に米国当局より、米国で ASF が発生した際に、豚生体、豚肉及び豚肉加工品の輸出を継続できるよう ASF のゾーニング適用に係る要請があった。
3. このため、標準的手続に従い、米国当局との質問票のやりとりや現地調査を通じて情報収集を行い、米国のうち輸入が認められる地域（大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る）において ASF が発生した際にゾーニングを適用して米国産の豚生体、豚肉及び豚肉加工品の輸入を継続した場合の ASF の我が国への侵入リスクについて、定性的なリスク評価を実施した。

### II. 評価事項

#### 1. 米国の獣医組織体制

##### （1）獣医当局

米国は 50 州及び 5 つの準州からなる連邦国家である。米国農務省 (USDA) の下部組織である動植物検疫局 (APHIS) が家畜衛生及び植物防疫を所管する。APHIS には連邦獣医当局である獣医局 (VS) が含まれ、VS の長官が首席獣医官 (CVO) となっている。USDA は州や主要空海港、プエルトリコや米国領に地域事務所を有す。地域事務所の獣医官 (AVIC) は疾病発生時に防疫措置の総括や連邦と州の連絡調整、平時においては管轄州におけるトレーサビリティ、家畜衛生プログラム等の指揮・監督を担当する。

州政府は州の CVO を中心とした獣医当局を有し、ASF 等の海外家畜伝染病 (FAD) 発生時には、連邦政府の指揮のもとで防疫措置を講じる。

APHIS は公的業務（家畜の疾病ステータスの確認や、国内・国際的な動物

の移動にかかる証明、疾病の封じ込め等に関する業務)に従事させるため、訓練を受けた民間獣医師を認定獣医師として指定する制度を有し、米国内の8割以上の獣医師が認定獣医師に認定されている。

## (2) 法制度

- ① 家畜衛生保護法及び連邦規則により重要家畜伝染病発生時の通報義務、家畜伝染性疾病に対する具体的な防疫対策、疾病発生時の対応、輸出入検疫、殺処分した動物等に対する補償、罰則等を規定している。
- ② USDA は ASF 発生時に州政府及び関連置省庁との連携のもとで防疫措置を円滑に実施するために ASF 対応計画を策定、更新している。

## 2. 一般状況

### (1) 家畜豚の飼養状況、衛生管理

米国内の豚の飼養頭数は約 7,238 万頭(2017 年時点)であり、米国の豚飼養頭数と豚肉生産量の 97%以上(農場数ベースでは約 15%)は、1,000 頭以上の豚を飼育する養豚事業者において飼養又は生産されている。飼養頭数 25 頭未満の農場で飼養される豚の合計数が国内の総飼養頭数に占める割合は 0.4%(農場数ベースでは 70%以上)である。

商用農場におけるバイオセキュリティに関して APHIS は平時及び疾病発生時の対応を規定したガイドラインを作成している。平時のガイドラインに遵守義務はなく、バイオセキュリティ計画の作成・実行は農場の責任とされている。疾病発生時に制限区域内(5(1)で後述)の農場から豚を移動する為には、連邦が定めるバイオセキュリティ基準を満たすことが義務となっている。

なお、豚への未加熱の残飯の給与については、豚衛生保護法により連邦レベルで禁止されており、州によっては加熱済みであっても残飯の給与が禁止されている。

### (2) 豚のトレーサビリティ制度

2013 年 3 月、連邦政府は「州間を移動する家畜のトレーサビリティ」に関する規則を施行し、家畜の疾病管理を目的としたトレーサビリティシステムを導入した。本規則で、州を超えて移動する豚は公的システムにより識別され、獣医師が発行する検査証明書やその他の書類(対象とする動物の数、移

動の目的、出発地と目的地、荷送人と荷受人の情報等を含む)の添付が義務付けられる。これらの書類の写しは仕出州と仕向州の双方に提出される。州によっては、連邦規則に上乘せの移動要件(野生豚(2(4)で定義)の受入れ不可やラボ検査の実施の要求等)を課しているため、仕向州毎に移動要件が異なる。州間を移動する豚の識別は、原則的には個体識別が必要となるが、移動先の州からの許可等の要件が満たされる場合には群識別による管理も可能である。

米国には農場登録義務はないが、連邦規則上、州を越えて豚を移動する際には APHIS が管理する施設識別番号を予め取得することが義務付けられている。州外とビジネスを行わない農場については、この義務はなく、それらの農場間における豚の移動状況の把握については州政府の管理に任されている。疾病の発生に備えて、連邦政府は州政府に施設識別番号を含めた農場データベースを作成することを強く推奨している。また、連邦が掲げるトレーサビリティの強化目標の達成へのロードマップを州政府から AVIC に提出させ、州における取組み状況を監督している。

### (3) と畜場、食肉加工処理施設

と畜場には、連邦の食品安全当局である食品安全検査局(FSIS)による認可を受けたFSIS認可施設と、州当局による認可を受けた州認可施設がある。州認可施設では自家消費用のと畜のみが認められ、販売、流通されることはない。そのため、と畜頭数の大半はFSIS認可施設でと畜されている。

FSIS認可施設には教育訓練を受けたFSIS公衆衛生獣医官(全国に約1,100名)が常駐又は巡回し、FSIS検査官(と畜検査を実施するための訓練を受け、FSIS認可施設に常駐するFSIS公衆衛生獣医官)を監督する他、と畜工程の監視、HACCPのモニタリングや認定、不備が見つかった際の規制措置等を行っている。

と畜前後の検査は、連邦規則に従ってFSIS検査官が実施する。異状を呈した動物を発見した際には、FSIS獣医官が検査を行う。その結果、ASFを含む海外家畜伝染病に罹患している可能性があるると判断された場合には、直ちに所管する州政府の獣医当局に通報する。

事業者は搬入する動物に関する記録をFSIS検査官に提出することが連邦規則で義務付けられている。FSIS検査官は合格頭数等のと畜検査結果と共に農場情報や動物情報をFSISが管理する公衆衛生情報システムに登録を行う。

畜産物の輸出証明書はFSIS検査官が輸出先の最新の家畜衛生条件や仕出地域の疾病発生ステータス・制限区域の設定の有無や範囲等をVSに確認し

た上で発行される。

#### (4) 野生豚の管理・生息状況

米国において、野生豚は、「困いの中で管理されていない自由に徘徊している豚」と定義され、農場から逃げた豚、野生イノシシが野生豚の定義に含まれる。米国に生息する野生豚の個体数は600万頭以上と推定され、少なくとも38の州と3つの米国領（準州）で生息が確認されている。

2014年より、全米における農業被害や都市部での被害を軽減することを目的に野生豚の個体数削減措置が講じられており、連邦政府は全国野生豚被害管理プログラム（NFSP）を通じて、州政府が設定する目標達成のための資金や技術の提供や州政府が収集した情報に基づく分布図を作成している。NFSPはAPHIS傘下の野生動物局（WS）が所管し、WS所属の州担当官は所管の野生動物当局等の協力者と連携しながら計画を実施する。この取り組みにより、一部の州においては野生豚の撲滅や生息数の削減に成功している。APHISは州の野生動物当局が収集した分布情報に基づき、全米野生豚マッピングシステムを用いて野生豚の分布図を作成している（参考5）。

WSは野生豚の疾病状況を監視するため、駆除・収集された野生豚からサンプルをとり、国家サーベイランスプログラムの対象疾病（ASF、豚熱、オーエスキー病、ブルセラ症等）について、地域ごとのリスク評価に基づいて設定される目標数の検査を実施する。

### 3. 国境検疫措置

輸入検疫は、生体は主にVSが担当し、畜産物及び遺伝資源は税関・国境警備局（CBP）が実施する。輸入される生体豚は仕出国において90日間の出国検疫を受けた後、入境地の検疫ポイントで健康状態及び輸出国政府が発行する健康証明書等の必要書類の確認を行い、問題がなければ事前に許可を受けた着地検疫施設において30日間以上隔離される。検疫期間中に何らかの伝染病の兆候を呈する豚が確認された場合、輸入は認められない。

豚の遺伝資源及び畜産物の輸入検疫は、国境の検疫ポイントでCBPによる書類検査が実施され、畜産物についてはその後FSISによる書類、外観確認等が実施される。

旅客手荷物の検査・違反品収去の権限はCBPが有する。入国審査時に畜産物を含む輸入禁止品の所持状況の確認や探知犬による携帯品の探知を実施し、違法に持ち込まれた肉類等の輸入禁止品を確認した場合には没収し、焼

却により処分される。検査において未申告の畜産物の所持が認められた場合、当該旅客には違反金が課される場合がある。

#### 4. ASF 診断機能・サーベイランス

ASF の診断においてはまずウイルスの遺伝子検査（PCR 法）が用いられ、ASF ウイルスの分離及びシーケンス解析によって確定診断される。米国において ASF の確定診断は、ナショナルリファレンスラボラトリーである海外家畜伝染病診断研究所（FADDL）が実施する。家畜豚及び野生豚で ASF の疑い事例の通報を受けた場合は後述（5（1））の流れに従い FAD 調査が実施され、FADDL が診断を行う。

ASF のサーベイランスは州及び大学の研究所で構成される全国家畜衛生研究所ネットワーク（NAHLN）の内、現在、サーベイランス実施の承認を受けた 50 施設中 12 施設で PCR 検査が実施されている。アクティブサーベイランスは、①何らかの異常により病性鑑定された家畜豚（年間目標 6500 件）、②と畜場において ASF 様の臨床症状（死亡含む）を示した家畜豚（年間目標 1500 件）、③ASF 侵入リスクが高い農場で飼養されている家畜豚（2022 年実績 6421 件）、④個体数削減措置で駆除した健康な野生豚（年間目標 5000 件）に対して実施されている。

#### 5. 国内防疫措置

##### （1）家畜豚における ASF 発生時の対応

ASF を疑う動物を発見した際の通報体制や対応等については連邦政府が作成した ASF 対応計画に規定されている。実際に ASF 等の海外家畜伝染病が発生した場合には、APHIS は国家発生対応チームを組織し、必要な資材、人材、設備の調達・調整を行う。また、現場では AVIC が発生時の指揮を取り ASF 対応計画に沿って防疫措置を講じる。

家畜豚で ASF を疑う症状が認められた際には、施設の規模や商用・非商用の別を問わず、それを発見した飼養者、獣医師、輸送者、研究者、と畜場従業員等、誰もが州政府の獣医官に通報できる。認定獣医師は、家畜衛生保護法により、ASF を始めとした FAD の通報義務が課されている。AVIC は通報の内容に基づいて FAD 調査の要否を判断し、FAD 調査を行う場合には海外家畜伝染病診断専門家（FADD）を任命するとともに疾病発生情報管理システム（EMRS2）に当該案件を登録する。FADD は連邦及び州の獣医当局の双方から指示を受け

ながら現地調査を実施し、調査報告書を EMRS2 にアップロードするとともに採取サンプルを FADDL に送付する。

FADDL による検査実施期間中の動物の隔離や陽性が確定した後の移動制限措置等については FADD が州政府獣医当局に勧告し、州政府は勧告に基づき措置命令を出すとともに USDA は必要に応じて州間の移動を制限する命令を出す。

陽性が確定した時点で USDA 長官は、国内の全ての豚及び野生豚とその死体について、最低 72 時間の全土移動停止措置を実施する。その期間中に全国的な農場バイオセキュリティの強化、パッシブ及びアクティブサーベイランスの強化、輸出禁止措置等を講じる。

発生農場の豚は速やかに殺処分し、初発確認後 12 時間以内に、発生農場の周囲最低 5km にコントロールエリア、そこから最低 5~10km の範囲にサーベイランスゾーンを設定して、コントロールエリア内の感受性動物とその畜産物及び遺伝資源について移動禁止措置を取る。コントロールエリア内の農場から豚を移動するためには連邦の定めるバイオセキュリティ基準（野生豚を含む外部環境からの農場の隔離強化等）、を満たしていること及び、移動前の隔離期間中の検査が陰性であることを当局が確認の上、許可を取得する必要がある。殺処分や移動制限の措置に関しては、連邦政府からの補償の対象となる。

防疫措置全般の情報（制限区域の範囲、殺処分の進捗等）や農場の疫学関連情報等は EMRS2 上で管理され、州政府は防疫措置等の進行状況について本システムを通じて確認することや、州が有する情報を連邦に提供することが可能となっている。

## （2）野生豚における ASF 発生時の対応

野生豚で ASF が確認された場合、家畜豚で発生した場合と同様に最低 5km にコントロールエリア、そこから最低 5~10km の範囲にサーベイランスゾーンの制限区域が設定され、区域内からの豚生体や畜産物等の移動が制限される。ただし、野生豚の発生時の制限区域の範囲は、自然や人工的な障壁の有無、集中的なサーベイランス、野生動物の専門家による集団内の感染範囲調査に応じて適切に設定される。制限区域内の野生豚は WS により搜索・捕獲し検査に供され、死体は適切に処理される。

## 6. カリブ地域での ASF 発生に伴う対応

2021 年 7 月にドミニカ共和国で、同年 9 月にはハイチで ASF の発生が確認された。これを受けて USDA は米国への ASF 侵入防止措置の強化策として、WOAH コードに基づいてカリブ海地域に位置する米国領プエルトリコ自治連邦区 (PR) 及びヴァージン諸島 (VI) を米国本土から分離した管理地域として設定した。これにより、同年 9 月 17 日以降、PR および VI 地域から本土への豚生体、豚肉製品の移動が禁止された。また、PR 及び VI においてサーベイランスや農場立ち入り検査の強化、野生豚の撲滅措置が実施されている。

PR および VI には大規模な養豚農場はなく、ほとんどの農場の飼養頭数は 100 頭以下である (2023 年時点の農場数は PR は 432 施設、VI は 34 施設)。

なお、日本は家畜伝染病予防法施行規則 43 条において、「アメリカ合衆国 (アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る) 以外の地域」は豚、豚肉等の輸入禁止地域と定めており、PR 及び VI からの輸入は従前より禁止されているため、仮に同地域で ASF の発生が確認された場合でも、アメリカ本土、ハワイ諸島及びグアム島からの豚肉等の輸入は継続される。

## III. まとめ

米国では、連邦政府と州政府が連携し、適切な人員や必要な資材の確保を通じて ASF 対応計画に定められた防疫措置を実施する体制が整備されている。

農場の管理については、連邦規則では州を超えて豚が移動する際に施設識別番号を取得することを義務付けているが、州内でのみ移動が完結する場合には登録義務は課されていない。疾病発生等の有事に備え、連邦政府は州政府に施設識別番号を含めた農場データベースの作成を強く推奨し、また州のトレーサビリティの状況を監督しているが、実際の運用について州政府に任されている。豚の移動管理についても、連邦規則では州境を超えて豚を移動する場合のみ、移動記録の管理が義務付けられている。ただし、州内の移動であっても、と畜場へ出荷する際には事業者から農場や動物の情報がと畜場に提出されることから、と畜場に持ち込まれる豚についてはトレーサビリティが確保されている。

米国では、残飯給与については法的に規制されており飼料を介した ASF の侵入防止対策が取られているが、平時において農場のバイオセキュリティガイドラインへの遵守義務が課されていないことから、必ずしもその全ての商

用農場で同じ水準でバイオセキュリティが確保されているとは言えない。一方、疾病発生時には、制限区域内の農場から豚を移動するためには連邦の定めるバイオセキュリティ基準を満たす必要があり、農場間の伝播リスクは適切にコントロールされ得る体制がある。

野生豚については、連邦政府の管理プログラムのもとで州政府と連携しながら計画的な駆除が行われており、一部の州においては個体数削減または撲滅に成功している。また、ASF を含む重要海外悪性伝染病を連邦政府が監視を行うなど、一定の管理体制があると考えられた。

ASF を摘発するための家畜豚及び野生豚を対象としたサーベイランス体制が構築されており、早期摘発や発生時の診断のためのシステムが整備されていると考えられた。

発生時の措置については、連邦政府の指揮のもと発生農場における殺処分、72 時間の全土移動停止、制限区域の設定、疫学調査の実施及び物品の移動制限等の防疫措置が迅速に講じられるように対応計画が作成、更新されており、その内容は妥当であると考えられた。ただし、米国においてこれまでに ASF が発生していないため、実際に発生した際に講じられる防疫措置についての的確な情報収集に努める必要がある。

以上のことから、米国では ASF の発生を早期に摘発し、封じ込めるために必要な体制が確保されていると考えられる。また、仮に、日本側が指定する地域又は農場に由来する製品のみを日本向け輸出製品として識別、管理する等の上乗せ措置を要求する場合、これらの要求に対応可能な体制が備わっていると考えられる。

一方で、制限区域の設定やそれに基づく移動制限など、ASF 発生時に実施される具体的な防疫措置の実効性には不確実性が残る。そのため、ASF が発生した際に、農林水産省はその発生事案に対して実際に講じられた防疫措置等の内容に関する情報の提供を受け、その実効性及び家畜衛生条件への遵守状況を確認した上で、当該発生事案を勘案の上、地域主義適用の可否について判断する必要がある。

## 参考資料 1. アフリカ豚熱 (ASF) とは

### 1 原因 (病原体)

ASF ウイルスはアスファウイルス科アスフィウイルス属 (Asfarviridae Asfivirus) に分類されるウイルスで、2 本鎖 DNA をゲノムにもつ。ウイルスの直径は約 260~300nm と大きく、直鎖状のゲノム DNA からなる核様体 (ヌクレオイド; nucleoid) を、タンパク質性の内部コアシェル、脂質性の内膜、正 20 面体のキャプシドタンパク質及び細胞膜由来のエンベロープで包みこむ 5 層構造を取る。

### 2 感受性動物

豚、イノシシ

### 3 症状

臨床症状は、ウイルス株ごとの病原性の違い、宿主側の要因 (動物種、年齢、健康状態等) ならびに感染経路によって異なり、甚急性型、急性型、亜急性型、慢性型および不顕性型と多様な病態を示す。哺乳豚や妊娠豚はより重篤な症状を示し、致死率も高い。

甚急性型では 41° C 以上の発熱、元気消失、食欲不振を呈することがある。皮膚のうっ血、紅斑が強く見られる場合もあるが、多くは臨床的に著変を示すことなく感染後 4 日以内に突然死する。致死率は 100% に達する。

亜急性型では急性型と同様の症状を示すが、より進行が緩やかで感染後 7~20 日に死亡する。致死率は 70% 以下で、生き残った豚は 3~4 週間で回復する。流産をきっかけにして摘発されることもある。感染 7 日目以降の血小板減少症は急性型より強く、体温測定や検査材料の採取の際に粘膜を傷つけると、容易に出血する。病原性の低いウイルス株による感染や感染ウイルス量が少ない場合にこの亜急性型の病態を示す。

慢性型は顕著な症状を示さないものをいう。呼吸器症状や下痢、関節の腫脹、潰瘍を伴う皮膚炎等の報告があるが、これらの症状は細菌の二次感染によるものと思われる。過去にスペインとポルトガル、ドミニカで発生が報告されているが、常在地であるアフリカでは見られていない。近年のロシアや東欧での発生においても慢性型は確認されていない。

不顕性型はアフリカのイボイノシシやカワイノシシ類に見られるもので、無症状で感染が長期間持続する。

ASFV が未発生地域へ侵入した場合には、特別な症状を示さないまま突然死が続くことで発生が確認される。ASFV は伝染性が非常に強いため、豚房内で少頭数のみが発症するような事例は考え難く、ひとたび侵入すると同居豚はすべて感染して発症するといった状況が想定される。

### 【出典・参考文献】

- 1) 農研機構 動物衛生研究部門ウェブサイト: ASF (アフリカ豚熱)
- 2) Reteno DG et al., (2015) J. Virol. 89: 6585-6594.
- 3) Wang et al., (2019) Science 366: 640-644.
- 4) Salas & Andres (2013) Virus Res. 173: 29-41.

## 参考資料 2. WOAH 陸生コード

WOAH コードの第 15.1.4 条に従えば清浄性ステータスの条件は以下のとおり：

### 第 15.1.4 条 ASF 清浄国又はゾーン

#### 1 歴史的清浄ステータス

WOAH コード第 1.4.6 条（※ 疾病又は感染の清浄性を証明するための条項）が遵守されていれば、ASF 特定のサーベイランスを公式に講じていなくてもその国又はゾーンは ASF 清浄と見なすことが出来る。

#### 2 すべてのイノシシ科動物における清浄ステータス

上記の歴史的清浄ステータスの基準に合致しない国又はゾーンは第 15.1.3 条（国、ゾーン又はコンパートメントの ASF のステータスを決定する一般的な規定）及び以下を満たす場合、ASF 清浄と見なすことが出来る：

- a) 過去 3 年間第 15.1.28 条から第 15.1.33 条に準拠したサーベイランスが行われていること；
- b) 過去 3 年間 ASF の発生が確認されていないこと；感染の疫学にダニの関与が無い場合はこの期間を 12 ヶ月まで減じることが出来る；
- c) 輸入された豚製品が本章の関連条項（豚生体、豚肉製品等の輸入条件の条項）に合致していること；

#### 3 家畜豚及び飼養イノシシにおける清浄ステータス

上記 1 及び 2 に合致しない国又はゾーンは、第 15.1.3 条（国、ゾーン又はコンパートメントの ASF のステータスを決定する一般的な規定）及び以下を満たす場合、家畜豚及び飼養イノシシにおいては ASF 清浄と見なすことが出来る：

- a) 過去 3 年間、第 15.1.28 条から第 15.1.33 条に準拠したサーベイランスが行われていること；
- b) 過去 3 年間、家畜豚及び飼養イノシシにおいて ASF の発生が確認されていないこと；感染の疫学にダニの関与が無い場合はこの期間を 12 ヶ月まで減じることが出来る；
- c) 輸入された豚製品が本章の関連条項（豚生体、豚肉製品等の輸入条件の条項）に合致していること；

### 参考資料 3. 米国地図

(1) . 米国及び周辺国（外務省 HP より）

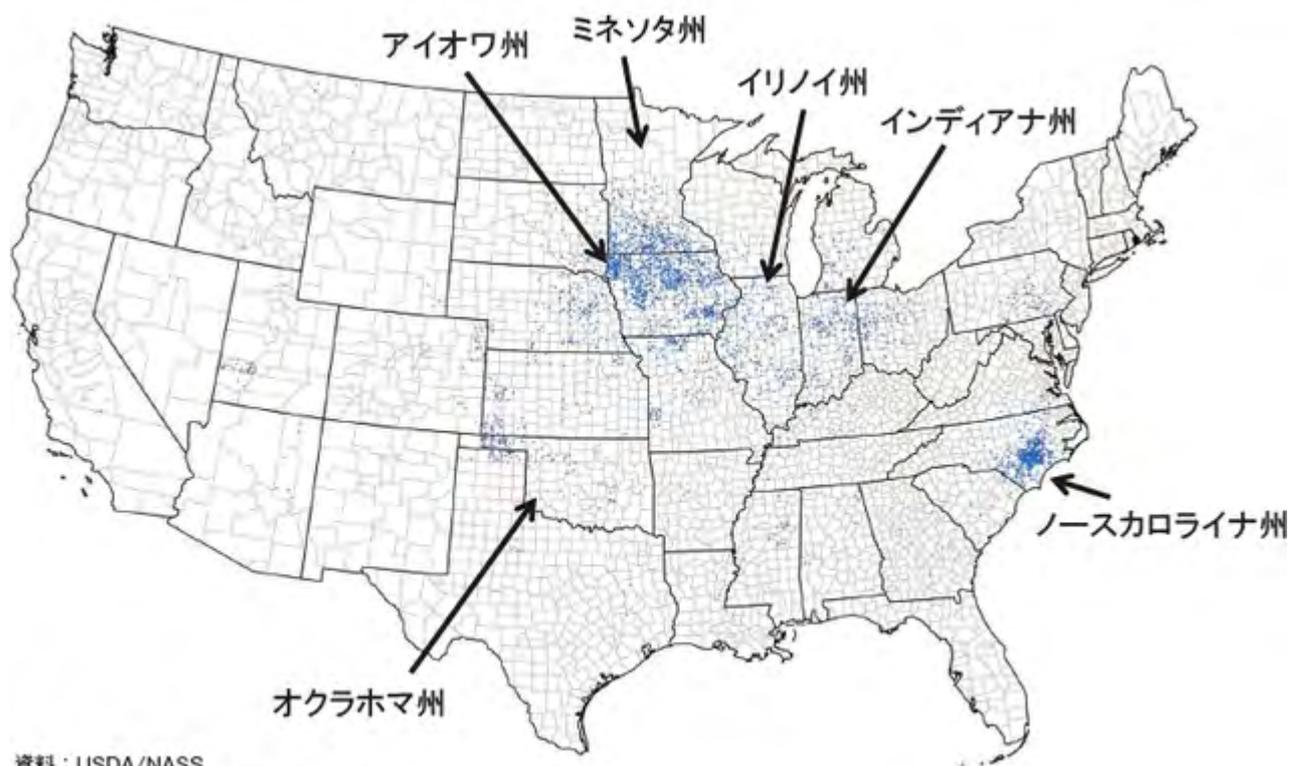


(2) . 米国の行政区画（州）





#### 参考資料4. 養豚農場の分布

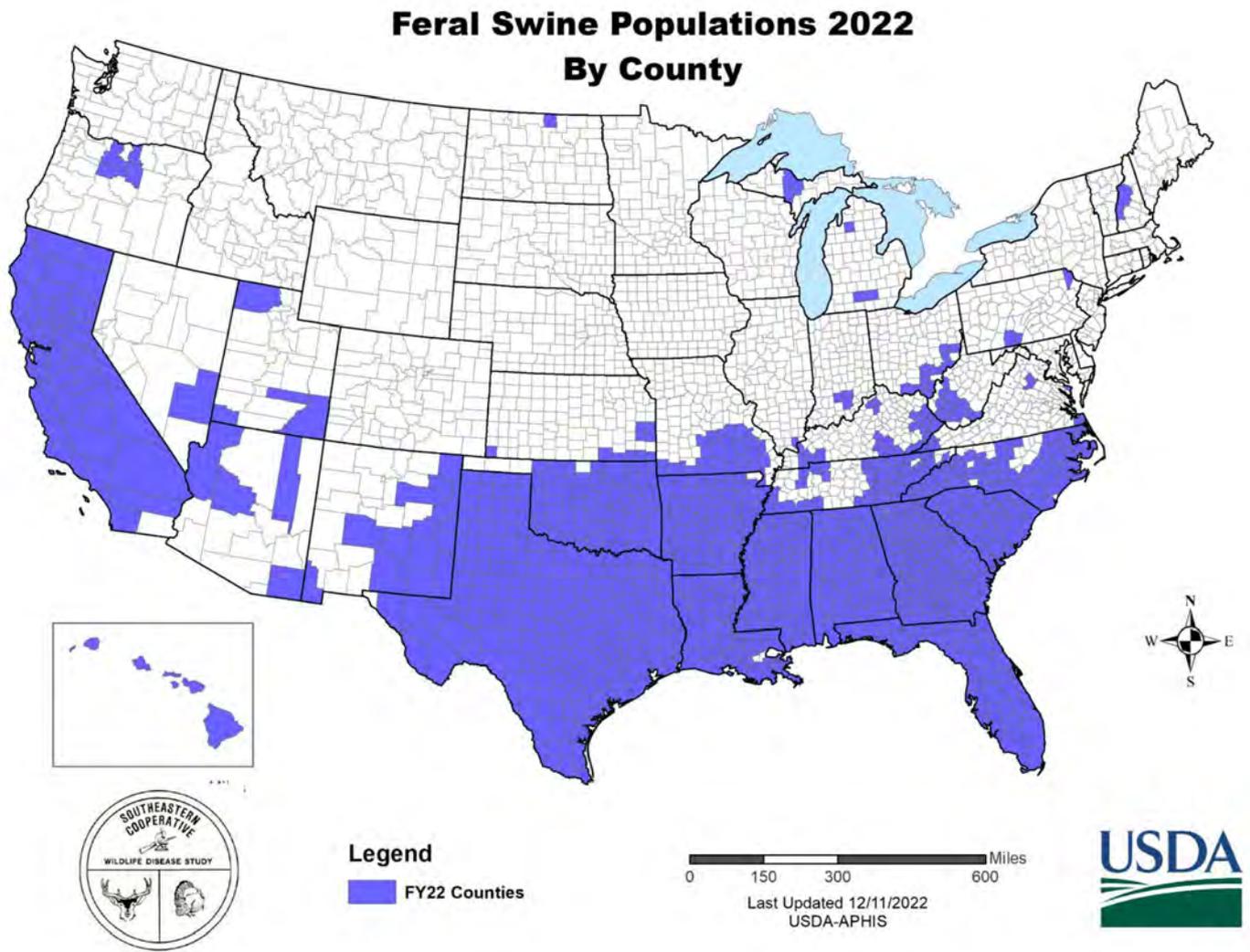


資料：USDA/NASS

注：青点1つが、2万頭の豚を示す。

(出典：ALIC)

参考資料5. 野生豚の分布



## 参考資料6. 世界におけるアフリカ豚熱発生状況

- ・ 米国：2023年12月現在、家畜豚及び野生イノシシにおいてASFは確認されていない。
- ・ 周辺諸国：2023年12月現在までに、ドミニカ共和国及びハイチにて家畜豚においてASFの発生が確認されている。
- ・ 世界におけるアフリカ豚熱発生状況

出典：WOAH等

## ASFの発生報告状況

2023年11月9日時点

■ = 2005年以降WOAH等に発生通報のあった国/地域



### アフリカ(30か国・地域)

アンゴラ  
パナマ  
ブルキナファソ  
ブルンジ  
カメルーン  
カーボベルデ  
中央アフリカ  
チャド  
コンゴ民主共和国  
コンゴ共和国

コートジボワール  
ガーナ  
ギニアビサウ  
ケニア  
マダガスカル  
マリウイ  
モーリタニア  
モザンビーク  
ナミビア  
ナイジェリア

ルワンダ  
セネガル  
南アフリカ共和国  
タンザニア  
トーゴ  
ウガンダ  
ザンビア  
ジンバブエ  
マリ  
シエラレオネ

### アジア(18か国・地域)

中国  
モンゴル  
ベトナム  
カンボジア  
香港  
北朝鮮  
ラオス  
ミャンマー  
フィリピン  
韓国

東ティモール  
インドネシア  
インド  
マレーシア  
ブーゲン  
タイ  
ネパール  
シンガポール

### ヨーロッパ(25か国・地域)

アルメニア  
アゼルバイジャン  
ジョージア  
イタリア  
ロシア  
ウクライナ  
ベラルーシ  
リトアニア  
ポーランド  
ラトビア

エストニア  
モルドバ  
チェコ  
ルーマニア  
ハンガリー  
ブルガリア  
ベルギー※  
スロバキア  
セルビア  
ギリシャ

### 南北アメリカ(2か国・地域)

ドイツ  
北マケドニア  
ボスニアヘルツェゴビナ  
クロアチア  
スウェーデン

ドミニカ共和国  
ハイチ

### オセアニア(1か国・地域)

バプアニューギニア

※ベルギーは2020年10月1日に発生した国

※赤字は更新点